

●臨時特別給付金について

○子育て世帯への臨時特別給付金

18歳以下の子どもがいる世帯を対象に、子ども一人10万円が支給されます。

給付額 子ども一人あたり10万円相当

対象

- ① 2021年9月分の児童手当の受給対象となる児童
 - ② 2021年9月30日時点で高校生（2003年4月2日～2006年4月1日の間に生まれた児童）を養育する保護者で、その所得が児童手当支給対象と同等未満の方
 - ③ 2022年3月31日までに生まれた児童手当の支給対象児童
- ※上記を原則としますが、市町村により異なる場合があります。

手続き

手続きが不要な家庭

- ・対象①の児童のいる家庭は児童手当を受給している口座に振り込まれます。
- ・対象②の高校生の児童いる家庭で、その他に児童手当を受給している児童がいる場合は、児童手当を受給している口座に振り込まれます。

手続きが必要な家庭

- ・対象②の高校生のみの家庭
- ・③2021年10月1日～2022年3月31日までに生まれた児童手当の支給対象児童
- ・所属庁から児童手当を受給している公務員等

給付時期 2021年12月中の予定※市町村により異なります

※この給付金についての詳しい情報は、お住いの市町村に直接お問い合わせ下さい。

※この他、住民税非課税世帯、生活保護受給世帯、新型コロナウイルスの影響で家計が急変した世帯に対して、一世帯10万円を支給する臨時特別給付金もあります。詳しくはお住いの市町村に直接お問い合わせください。